

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9「市場環境の整備、産業の生産性の向上」 施策目標 3 1「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」 に包含
	政策の達成目標	本拡充により、投資法人等における税務上の安定性を強化し、また、投資法人間において合併が行うことができる環境を整備し、不動産証券化市場の活性化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	現行制度上、税会不一致が生じた場合には、税務上の導管性要件を満たせない可能性があり、税務上の安定性が高いとはいえない状況である。 同様に、投資法人間で合併した場合にも、税務上の導管性要件を満たせない可能性があり、投資法人間の合併の障害になる可能性がある。
有効性	要望の措置の適用見込み	投資法人等のうち、税会不一致が生じる法人等および合併を行う法人について、適用される見込み。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	投資法人等の税務上の安定性等が増し、不動産証券化市場の活性化につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	不動産証券化市場が発展する前提として、ビークル段階で課税が生じないことが必要となる。本要望は、ビークル段階で課税されるかどうかを判定する導管性要件等の改善に関する要望であり、税制でしか措置することができない。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>上場投資法人の支払配当損金算入制度の適用実績：41法人(25年7月末)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>投資法人等の支払配当損金算入制度については、ピークル段階で法人税課税をほぼ受けないことにより、投資家による不動産証券化市場へのリスクマネーの供給促進につながっている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>なし</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>なし</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成20年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成21年度改正で90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成23年度改正で国内50%超募集要件の見直しが行われた。 平成25年度改正で、買換特例圧縮積立金制度が導入された。</p>
<p>ページ</p>	<p>49—3</p>